

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター



〒812-0011
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
TEL 092-982-4188
Fax 092-982-6170
Eメール akiko@b-souken.com

彼岸花 吉野ヶ里歴史公園



今月のトップ写真もまた、佐賀県の吉野ヶ里歴史公園。再現された古代の水田には、収穫間近の赤米(古代米)が実っている。

10月には、貫頭衣を着ての稲刈り体験も企画されている。(今年の申し込みは、すでに定員に達している)



先月号の記事の訂正とお詫び

福岡県最低賃金額 992円

先月号では校正ミスで「福岡県の最低賃金額を922円」と記載していましたが、正しくは992円の誤りでした。お詫びして訂正します。

全国の都道府県の最低賃金審議会から、最低賃金額が発表されました。

今年のアップ額は、中央最低賃金審議会は、47都道府県で一律50円引き上げ、平均1054円を目安としていましたが、各都道府県では、この目安を上回る51円～84円引き上げとする答申が出ています。

「2030年代半ばまでに1500円になることを目指す」とする岸田首相は、このことを受

けて、「力強い」と述べていますが、労働組合からは「2010年代から1500円とする要求を出してきている。物価高の折、賃上げは歓迎したいものの、本当に暮らしは楽になるのか」との声も聞かれる。

また、日経新聞では「1050円台半ばに上がったとしても海外の主要国の水準と比べるとお見劣りする。経済協力開発機構(OECD)によると物価の違いなどを考慮した購買力平価で換算した日本の最低賃金は22年時点でフランスやドイツより4割近く低い。」との報道もある。

改めて九州・沖縄の最低賃金額と実施日については以下の通りです。

県名	令和6年	引上げ額	発効月日
福岡	992円	51円	10月5日
佐賀	956円	56円	10月17日
長崎	953円	55円	10月12日
熊本	952円	54円	10月5日
大分	954円	55円	10月5日
長崎	952円	55円	10月5日
鹿児島	953円	56円	10月5日
沖縄	952円	56円	10月9日



時 肉みそシラス巻

フライパンにサラダ油とごま油を各小さじ1。粗みじんに切ったニンニクを入れ弱火、香りが立ってきたら、豚ひき肉とトウバンジャンを加え炒め合わせる。



ひき肉がバラバラになったら、みそだれ(みそ、酒、水を大サジ各2)を加え、全体が、みそ程度の硬さになったら、粗みじんに切ったねぎを加えてざっと炒めて出来上がり。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール: akiko@b-souken.com

社会保険適用拡大と 被保険者区分変更

Q&A

Q：社会保険適用の拡大は、
どうすればいいのですか

A：社会保険の適用の拡大は、正規労働者の4分の3以上の就労、月額8.8万円以上の賃金のパートなどの方を、社会保険加入の義務づけで、10月1日からは、51人以上の方を雇用する事業所に適用されます。

Q：従業員51人の当社は対象ですか。

A：対象となります。加入申請は、正規労働者と同じように、支払っている賃金月額（3か月の平均賃金額など）を記載して申請すると、標準報酬月額と社会保険料が決定され、通知書が送付されてきます。

Q：その際、気を付けることがありますか

A：被保険者区分を「短時間労働者」として申請をする必要があります。

Q：それはどういうことですか

A：正規労働者は、月間の就労日数が17日以上ある場合の賃金が保険料の算定基礎となり、「短時間労働者」の場合は、それが11日以上就労の賃金が保険料算定の基礎となります。

Q：その「短時間労働者」との被保険者区分に変更する必要とはどういうことですか。

A：社会保険は、算定基礎届で、毎年4、5、6月の平均賃金で保険料が決定されます。その際、その3か月の就労日数が16日以下の月は除外して算定され、短時間勤務となった場合でも、事業所と本人負担が従前の保険料が適用され、実態に合った保険料の負担との齟齬が生じます。

Q：従来の負担が続くということですか。

A：そうです。その際、「短時間労働者」と区分変更することで、11日以上就労している月が算定基礎となり、その齟齬が解消される場合があります。

Q：適正な負担のために必要なんですね。

A：そうです。

介護保険考えるシンポ

“負担増と給付抑制”の歴史との声も

介護保険制度が施行されて24年が経ち「負担増と給付抑制」の改訂が続くなか、介護利用者や医療関係者、利用者や家族が集い、介護保険を総点検し、今後を展望する8時間連続シンポジウムが開催されたことが報道されています。

シンポジウムでは、「こんなはずじゃなかった、介護保険は、“負担と給付のバランス”の名で一貫して“負担増と給付抑制”が行われた歴史だった」と指摘。との原点に立ち返り展望を考える機会にしようとの意見がだされていました。

ホームヘルパーなど多くのケア労働者が低賃金で働かされざるを得なくなっているとの指摘も。「労働条件が保障されることが利用者にとっても利益になる」「そうした制度のあり方が求められている」などの意見が出されたと、報道されています。

福祉の充実を求め、福祉労働者の処遇改善は急務だと感じます。

あとがき

季節が多少動いたことを実感しています。

今年の中秋の名月（旧暦8月15日）と満月が“名月必ずしも満月ならず”=国立天文台ウェブサイトと1日ずれていました。

その翌日、採用試験の研究会の後、暑気払いを兼ねての懇親会。美味しい肴とお酒をいただき、帰りに見上げるとビルの谷間に「満月の月」。カメラに収めることができました。

さらに、「十三夜」（旧暦9月13日）にもお月見をする習慣がありは、今年は10月15日です。来月の“栗名月”を楽しんでみては・・・



人事労務センター
ホームページURL

<https://roumu.b-souken.com>